

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年8月から44年3月まで
②昭和46年4月から47年3月まで
③昭和49年7月から同年9月まで
④昭和50年1月から51年3月まで
⑤昭和55年4月から56年3月まで

私は、国民年金の保険料をその都度納めてきたし、納付が遅れた場合は市から催告状が届き、職員が集金に来てくれたので、その場で保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月か5月ごろに払い出され、別の手帳記号番号が払い出されたこととうかがわれない。

また、申立人は、同手帳記号番号が払い出された市では国民年金保険料を納付した記憶は無く、21歳（昭和44年*月）になった後に転居した市でまとめて保険料を納付したと述べている。

しかし、申立人が転居した時点で申立期間は過年度保険料となるが、申立人は、社会保険事務所から納付の通知や過年度納付書が送付された記憶が無く、転居後の市では収納できないことから、申立人がまとめて納付したとする過去の保険料は、昭和44年4月にさかのぼって納付した現年度保険料と考えるのが自然である。

申立期間②及び③について、申立人は、国民年金の加入手続や納付状況についての記憶があいまいで、保険料を納付していたとする事情もうかがわれ

ないことから、保険料を納付したと推認することは困難である。

申立期間④について、申立人は、市職員が未納保険料を督促に来た時、未納分を分割してもらい、それぞれ分割した保険料を市職員に納付したと主張しているが、申立期間の一部は過年度となり市で収納することはできない上、申立人が主張する納付金額は、当時の保険料額と大きく相違する。

申立期間①から④までの期間については、各申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間⑤については、昭和55年及び56年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に、国民年金保険料として当該年に納付したと思われる保険料額がそれぞれ計上され、この金額が当時の保険料と一致することから、当該申立期間については、国民年金保険料を納付していたと推認できる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの保険料については、納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年5月から58年3月まで
②昭和58年7月から同年9月まで
③昭和60年12月

市役所から男性の職員が自宅に来て、国民年金の保険料を納付するよう言われ、何か月分かまとめて払った。

申立期間当時、金銭的に困っておらず、納付しなければならないものは、必ず納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に市役所の職員が来た際に何度かまとめて保険料を納付した記憶があると述べるのみであり、当時の保険料の納付方法及び保険料額についての明確な記憶は無い。

また、申立期間①及び②については、申立人の夫は、昭和57年4月から58年9月までの国民年金保険料を納付しているものの、申立人はその夫とは別々に保険料を納付していたと述べており、夫婦の納付記録からも、申立人及びその夫は、保険料を個別に納付していたと推認でき、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、納付状況は不明である。

さらに、申立期間②については、その直後の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料は60年12月27日に過年度納付されていることから、その時点で申立期間②は既に時効であり、納付できなかった可能性がうかがえる。

しかしながら、申立期間③については、1か月と短期間であり、その前後3

か月の保険料が同一日に納付されていることから、当該期間のみ納付していなかったのは不自然であると言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和40年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年7月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主は、申立人が昭和45年3月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年12月1日から41年7月7日まで
(A事業所)
②昭和45年3月20日から同年5月26日まで
(B事業所)
③昭和47年4月から50年4月まで
(C事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、勤務して厚生年金保険をかけていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名の記録が発見され、当該記録

は、昭和40年12月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得しており、41年7月7日に資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、申立人の氏名「D」が「E」となっているが、申立期間前に申立人の基礎年金番号に統合された記録では、「D」に氏名変更されていることが確認できる。さらに、事業主（申立期間当時の事業主の息子）に照会したところ、「申立人の記録は残っていないが、申立人が仕事をしたとする住所に事業所はあり、申立期間後に現在の住所に移転した。申立人が主張する車を使用した営業業務の者は当時いたので、申立人は当社の従業員であったと考える。」と回答があった。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和40年12月1日に被保険者資格を取得し、41年7月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名の記録が発見され、当該記録は、昭和45年3月20日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得しており、同年5月26日に資格を喪失していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者欄に記載されている2名の氏名、生年月日は、申立人の戸籍謄本から申立人の妻と長男のものであると確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録においては、申立人の氏名「D」が「F」となっているが、申立期間前に申立人の基礎年金番号に統合された記録では、「D」に氏名変更されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、B事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和45年3月20日に被保険者資格を取得し、同年5月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③については、同僚の証言から申立人がC事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は昭和47年4月からC事業所に勤務したとしているところ、当該事業所は48年6月1日に新規適用事業所になっており、また、申立人が名前を挙げた同僚からは、「申立人は、自分より2年程後の昭和50年に入社した。」との供述を得た。

さらに、申立人は申立期間において、国民年金に加入し保険料納付済期間と

なっていることが確認できる。

加えて、C事業所は昭和50年4月26日に全喪しており、事業主とは連絡が取れず、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番(昭和48年6月1日取得)から最終の同番号*番(昭和50年1月9日取得)までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年11月及び同年12月について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年2月1日から同年6月1日まで
(A事業所)
②平成14年11月1日から16年2月1日まで
(B事業所)

A事業所に勤務していた申立期間①について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

B事業所に勤務していた申立期間②について、社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、平成14年10月まで28万円だった標準報酬月額が、同年11月から16年1月までの期間は20万円に引き下げられていた。14年11月以降も引き続き標準報酬月額28万円に相当する給与を得ていたため、申立期間②について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち平成14年11月及び同年12月について、申立人から提出された給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認で

きる保険料控除額から、申立期間のうち平成14年11月及び同年12月については28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を誤った標準報酬月額で行ったことが認められることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと考えられる。

一方、申立人は、申立期間②のうち、平成15年1月から16年1月までの期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された給与明細書から、申立人が標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を平成15年2月から同年4月までの期間の給与から控除されていることが確認でき、同年5月から16年1月までの期間に標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無いことから、申立期間②のうち平成15年1月から16年1月までの期間については、申立人が事業主より標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

他方、申立期間①について、事業主及びA事業所の社会保険業務を担当していた社会保険労務士から「申立期間当時は、地震の被災による復旧期間中であり、従業員を一時的に退職させた。」との証言を得た。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が申立期間当時、健康保険の任意継続被保険者になっていたことが確認できる。

さらに、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から、申立人がA事業所を昭和53年1月31日に離職し、保険給付を受けたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年7月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月18日から同年7月13日まで

社会保険事務所の記録では、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和32年1月18日となっているが、退職すること無く同年7月13日に船員保険に切り替わったものであり、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、申立人が資格を喪失したのは昭和32年7月13日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る資格喪失日は昭和32年1月18日と記録されているにもかかわらず、同年8月に標準報酬月額の随時改定が行われたことが記録されている。この随時改定の記録を前提とすると、申立人が同年1月18日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、A事業所における申立期間当時の複数の同僚が申立人は継続して勤務していたことを証言しており、当該事業所が保管する厚生年金保険及び船員保険に係る社内記録において、申立人が昭和32年7月13日に厚生年金保険の資格を喪失し、同日に船員保険の資格を取得したことが確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日及び船員保険被保険者名簿の資格取得日の記録と一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年7月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成9年9月については47万円、同年10月から10年8月までの期間は50万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、平成9年9月について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記1訂正後の平成9年9月の標準報酬月額に係る記録（47万円）を50万円に訂正することが必要である。
なお、事業主は、平成9年9月の訂正前の標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を除き、訂正後の標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : 平成9年9月1日から10年9月1日まで
A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、平成9年9月から10年8月の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていた。
私が保管していた申立期間に係る給与支払明細書により、平成9年9月から10年8月までの期間について、標準報酬月額を50万円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料（4万3,375円）が控除されていたことが確認できることから、当該記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が提出した給与支払明細書によれば、申立人は申立期間に事業主により50万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。
一方、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申

立人の標準報酬月額を、平成9年9月は47万円、同年10月から10年8月までは50万円と記録していたところ、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年9月1日）の後の平成10年9月9日付けで、9年9月1日から10年9月1日までの標準報酬月額を9万8,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年9月は47万円とし、同年10月から10年8月までは50万円と訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間のうち、平成9年9月については、申立人が提出した給与明細書から、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額に係る記録（47万円）を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月30日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無旨の回答を得た。

A社B支店から同社C支店への転勤に伴い1か月分の被保険者期間が欠落しているが、同じ会社に継続勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人が社会保険事務所に提出した「厚生年金保険被保険者期間補正申立書」(平成6年10月)から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和27年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

平成5年4月から市役所の電算室で国民年金を担当しており、納付記録を社会保険事務所に報告する業務をしていたが、その際、自分の国民年金納付記録情報について確認することがあった。

最初は20歳から国民年金保険料が納付されているのを確認したが、途中で申立期間の納付記録が消えていた。

なぜ、納付記録が無くなってしまうのか不思議でならず、調査の上、私の納付記録をしっかりとしたものにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）を見ると、資格取得日は平成3年4月1日となっており、資格記録欄に「新規学生」と記載されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記録から、平成3年4月ごろ払い出されたと推測され、申立人に対し、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

このことから、申立人は、平成3年4月に学生も国民年金に強制加入することになったことを契機に加入手続を行ったものと考えられるが、申立期間については、国民年金の任意加入対象者であったため、加入手続を行った時点でさかのぼって被保険者資格を取得できず、未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人は、納付書が送付されてきたので20歳から国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、国民年金加入が任意であった申立人に対して、加入手続前に納付書が送付されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

学生であった私が20歳になった昭和62年に、父親が国民年金の加入手続をしてきて、国民年金保険料を口座引落で納付したはずなので、申立期間のうち平成元年4月から2年3月までが未納期間、同年4月から4年3月までが未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これをしたとする申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を口座引落で納付していたはず。」と主張しているが、申立人は昭和62年4月にその父親とは居住地の異なるA市に転入しており、「A市では、国民年金の住所変更手続きも、保険料の口座振替の手続きもした記憶は無い。」と述べていることからA市で国民年金保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿から同市への転入処理がされたのは昭和63年11月21日（資格取得は昭和62年9月22日）であり、納付されている62年9月から平成元年3月までの保険料は、前住所地のB町において納付されたことが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から61年3月まで

私は、国民年金の付加保険料の制度ができた時から、町内の婦人会に納付していたはずであり、当時、夫が確定申告で社会保険料控除として計上していたことを記憶しているので、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、申立人の夫が、会社の同僚と確定申告のために付加保険料額について話をしたこと及び途中から付加保険料額が改定されたことを述べるにとどまり、申立人は付加年金の加入^{あいまい}手続や付加保険料の納付時期について記憶が曖昧な上、申立期間当初納付したとする保険料額についても実際の額とは相違する。

また、申立人の夫の同僚及びその妻の証言内容からも、申立人が付加保険料を納付していたことはうかがえず、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間は186か月と長期間である上、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から44年3月まで

母親から「年金は老後に備えてしっかり納めなければならない。」と聞かされており、町内会の方が集金に来てくれていたので、母親が私の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、それを行ったとされる申立人の母親は既に他界しており、当時の状況は不明である上、申立人は、その母親と一緒に納付していたとしているが、その母親は申立期間後の昭和45年1月から保険料の納付を開始している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月12日に払い出されており、その国民年金手帳は44年9月26日の発行日となっている上、申立人自身も別の国民年金手帳を見た記憶が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがわれないことから、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測される。

さらに、その時点では申立期間の一部は既に時効であり、申立人の昭和44年4月以降の国民年金保険料は納付済みで、保険料を特例納付した記憶は無いことから、申立人は、加入手続を行った現年度分の保険料から納付し始めたと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から平成7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から平成7年7月まで
退職後、昭和58年6月に市役所の国民年金課で国民年金の加入手続をし、その場で同年6月分の国民年金保険料を納付し、同年7月分以降の保険料は、自治会又は老人会の集金担当者が自宅に訪れた時に集金袋に入れて渡していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当時の月額保険料について、1万3,200円ぐらいであり、それ以降の保険料はそれほど値上がりしていないと思うと述べているが、申立人が加入手続を行ったと記憶する昭和58年6月時点の月額保険料は5,830円であり、申立人の記憶と大きく異なる。

また、申立人は、昭和58年6月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できず、申立人は、平成9年9月に基礎年金番号が付番された直後の同年10月に7年8月から9年3月までの国民年金保険料をまとめて過年度納付している。

このことから、申立人は、基礎年金番号の付番を契機に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年6月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられるが、その時点で申立期間は既に時効となり、保険料を納付することはできない上、申立人が納付したとする月額保険料は、平成10年度の保険料額とほぼ同額であることから、このころから保険料を納付し始めたと考えられる。

さらに、申立期間は146か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から44年3月まで
結婚した時に父親から国民年金手帳を手渡され、これからは自分たちで国民年金保険料を納付するように言われた。
その国民年金手帳で結婚前の保険料が納付済みであったことを確認しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に他界していることから納付状況は不明であり、申立人と同居していたとされる申立人の兄は申立期間が未納となっている。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の記録から、昭和44年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人の居住している市に保管されている検認記録カードを見ると、44年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年10月22日にまとめて納付している。

さらに、昭和44年10月に婚姻後、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間に係る保険料を過年度納付した記憶が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和44年度の現年度保険料から納付し始めたと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から42年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び当時の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人は、当該事業所において昭和41年8月31日に資格を喪失し、42年11月1日に資格を取得していることが確認でき、両日付は社会保険事務所の記録と一致している。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和41年9月12日に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していることが確認できる。

さらに、A事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用状況などについて照会したところ、「申立人については、昭和41年7月1日に厚生年金保険に加入させた。申立期間について記録が無いのは、厚生年金保険の被保険者であった夫の扶養に入っていることが分かり、同年8月31日に資格喪失の届出を行い、給与がある程度上がった42年11月1日に資格取得の届出を行ったためではないか。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月ごろから 54 年 7 月ごろまで

A船舶に乗船していた期間について、ねんきん特別便に記録が無いため、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間について船員として乗船していたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A船舶は申立期間においてB船舶所有者が適用事業所となっており、申立人が記憶していた同僚は、申立期間の同船舶所有者の船員保険被保険者原票に氏名を確認することができず、同船舶所有者は、「申立人のことは記憶していない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる資料等を得ることはできなかった。

また、申立人はA船舶に申立期間の一度しか乗船しなかったと供述しているが、B船舶所有者の船員保険被保険者原票の被保険者証記号番号※※※番として、申立期間以降の昭和 56 年 3 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は船員手帳を処分しており、申立期間に船員として乗船したことを確認することができず、申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月21日から33年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所B工場で働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、A事業所（現在は、C事業所）で厚生年金保険被保険者となっていた者に照会したが、「申立人を覚えていない。」との回答であった。

また、申立人が上司として挙げた者は、苗字しか分からないとしているために特定することができず、申立てに係る事実について証言を得ることはできなかった。

さらに、C事業所に照会したところ、「申立期間当時の社員カード等の資料は残っていない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※※番（昭和32年3月1日取得）から同番号※※※※番（昭和33年1月21日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録の確認ができないとの回答を得た。A事業所では、住込みで早朝から夜遅くまで、瓶の洗浄や瓶詰作業をしていた。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の経理担当者に照会したところ、「申立人については記憶がある。」としていることから、申立人が当該事業所に勤めていたことをうかがうことはできる。

しかし、上述の経理担当者は、「A事業所は従業員の人数が少なかったため、厚生年金保険には加入していなかった。」とも証言しており、社会保険庁の記録から、申立期間当時、同経理担当者は厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとするA事業所の所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

さらに、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であり、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年3月から同年4月まで (A事業所)
②昭和41年11月から42年3月まで (B事業所)
③昭和23年5月5日から24年2月21日まで
(C事業所)
④昭和42年4月1日から44年10月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②については、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所及びB事業所でそれぞれ勤務し始めており、B事業所では、昭和42年2月4日に撮影した社員旅行の写真があるため、厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

また、申立期間③及び④については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当時の同僚についての記憶から、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の労務担当者から、「当時の新入社員は入社日から2、3か月は見習い期間として扱われており、入社日から厚生年金保険に加入させていたという記録は無い。」との回答を得た。

また、当時の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務時期については分からない。」と回答している。

なお、社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳索引票から、A事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は、昭和24年5月1日と記載されていることが確認できる上、A事業所が保管している従業員の年金記録台帳から、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は、昭和24年5月1日と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人の当時の同僚についての記憶から、B事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、B事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は、昭和42年4月1日と記載されていることが確認できる。

また、B事業所の人事総務担当者から、「申立人は申立期間当時、営業職員（外務員）であり、当該職員の入社当初の雇用形態は委任契約となるため、社会保険を適用させない期間が入社当初から数か月間はある。」との回答を得た。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚からは、申立人の勤務状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③及び④における脱退手当金の支給記録について、申立人は、申立期間④より前に勤務していたA事業所における厚生年金保険の被保険者期間のみについては脱退手当金を受給した記憶があると主張しているが、社会保険オンライン記録では、申立期間③、④及びA事業所の厚生年金保険の被保険者期間を合わせた154月について、脱退手当金が支給されたこととなっており、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所の厚生年金保険の被保険者期間及び申立期間④は同じ台帳記号番号で管理されているところであり、A事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び社会保険オンライン記録から、申立期間③に係る台帳記号番号に統合する重複取消の手続が行われていることが確認でき、当該手続は脱退手当金の請求に併せて行われた可能性がある。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の項目に丸が付けられているとともに、当

該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年12月31日まで
ねんきん特別便により上記期間について欠落があることが判明した。上記期間にA局B事務所に勤務しており、社会保険料が控除された源泉徴収票も存在するので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A局B事務所(現在はC局)における昭和30年から32年までの源泉徴収票及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間当時、A局B事務所に勤務していたことがわかる。

しかし、申立期間においてA局B事務所及びB事務所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、A局として厚生年金保険の新規適用されたのが、申立期間後の昭和38年7月16日であることが確認できる。

また、C局が保管する申立期間当時の人事記録によれば、正規職員として申立人の氏名が記載されておらず、申立人は期間を定めて雇用している臨時職員(常傭人夫)であったとC局では証言している。

さらに、C局は申立期間当時、期間を定めて雇用している臨時職員(常傭人夫)については「健康保険料」と「失業保険料」を給与から控除していたとしており、C局が保管する昭和30年度及び31年度の帳簿には、借方に「健康保険印紙」及び「〇月分常傭人夫賃に伴う失業保険料」との記載があり、また、貸方に「〇月分常傭人夫賃に伴う健康保険料」及び「〇月分常傭人夫賃に伴う失業保険料」との記載があることから、申立人の源泉徴収票に記載されている「控除された社会保険料」は、日雇労働者健康保険の健康保

険料及び失業保険料であることがわかる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。